

## 総務政策委員協議会記録

開会年月日	令和3年3月16日
開会時刻	午前11時06分
閉会時刻	午前11時15分
出席委員名	◎小山 敏    ○山本正一    鈴木豊司    福井輝夫
	品川幸久    藤原清史    西山則夫
	浜口和久 議長
欠席委員名	なし
署名者	—
担当書記	中野 諭
協議案件	1 地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例等の一部改正（案） について《報告案件》
説明員	総務部長、総務部参事
	その他関係参与

## **協議経過**

小山委員長が開会を宣告し、会議成立宣言後、直ちに議事に入り、「地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例等の一部改正（案）について」当局から報告を受け、質疑はなく、聞き置くこととし協議会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前11時06分

### ◎小山敏委員長

ただいまから総務政策委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、「地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例等の一部改正（案）について」であります。

議事の進め方につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

### ◎小山敏委員長

御異議なしと認めます。

そのように取り計らいをさせていただきます。

## **【地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例等の一部改正（案）について《報告案件》】**

### ◎小山敏委員長

それでは、「地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例等の一部改正（案）について」当局から報告をお願いします。

総務部長

### ●江原総務部長

本日は、総務政策委員会に引き続きまして協議会をお開きいただきまして、誠にありがとうございます。

案件につきましては、ただいま委員長から御案内のとおりでございます。

これは、現在地方税法等の一部を改正する法律案が国会で審議中でありまして、今月末成立の見込みでございます。これによりまして、市税条例等の一部を改正する必要がありますが、法案にはその施行が令和3年4月1日となる内容が含まれておりますことから、市議会で御審議いただく時間的な余裕がないと考えられますことから、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分をいたしたいと考えておるところでございます。

それでは、担当課長から御説明いたしますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

### ◎小山敏委員長

総務部参事。

●北村総務部参事

それでは、「地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例等の一部改正（案）について」の概要につきまして、お手元の資料に基づき御説明申し上げます。

まず、資料1の改正事項の1でございますが、これは固定資産税・都市計画税の負担調整措置の延長でございます。

固定資産税・都市計画税につきましては、現行負担調整措置という制度がございます。これは、評価額が上昇したことに伴い、税負担が急増しないように設けられている制度でございます。

令和3年度は、3年ごとの評価替えの年度となりますことから、この負担調整措置の適用期間につきまして、平成30年度分から令和2年度分まで適用される現行規定を令和3年度分から令和5年度分まで延長しようとするものでございます。

なお、令和3年度分につきましては、新型コロナウイルスの影響により社会環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、負担調整措置により税額が増加する土地については前年度の税額に据え置く措置を講ずる予定でございます。

また、据置年度においては、地価が下落している場合、価格の下落修正ができる特例措置も延長して継続する予定でございます。

次に、改正事項2の軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長でございます。

これは、軽自動車税の環境性能割につきまして、現在、令和3年3月31日取得の分まで税率を1%分軽減する臨時的措置が取られております。この軽減につきまして、新型コロナウイルスの社会的影響や軽減税率が環境に与える影響を総合的に判断して、令和3年12月31日取得分まで延長しようとするものでございます。

なお、この措置による市の減収分につきましては、国費で補填されるものでございます。

また、環境性能割の税率区分を新たな2030年度燃費基準の下で見直しを行う予定でございます。

次に、改正事項3の個人住民税の住宅ローン控除の特例適用期限の延長でございます。

これは、個人住民税のいわゆる住宅ローン控除につきまして、既存の制度として、通常の控除期間が10年間のところ、控除期間を13年間とする特例措置が設けられております。この特例措置は、原則として令和2年中に入居した場合、また新型コロナウイルスの影響により入居が遅れた場合は、一定の要件のもと令和3年中に入居した場合に適用がございませう。これを令和4年中の入居まで対象となるよう延長しようとするものでございます。

なお、その場合の条件といたしまして、新築の場合は令和3年9月末までに、建売等の場合は11月末までに契約を締結することが必要となっております。

なお、この措置による市の減収分につきましては、国費で補填されるものでございます。

また、このほかに、条項移動の整備等、法律の改正に伴う所要の改正を行うとともに、経過措置につきましても規定する予定でございますので、御了承を賜りたいと存じます。よろしく御願ひ申し上げます。

◎小山敏委員長

ありがとうございます。

本件は、報告案件でございますが、特に御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

以上で本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして総務政策委員協議会を閉会いたします。

閉会 午前11時15分